

未来は自らの手で！

## The Last Stage

第8回

# 事業承継と持株会社化の相関関係について

●経営コンサルティング部門

### ◆ 事業承継における「持株会社化」

事業承継において、持株会社にするもののメリットは、多岐に及びます。会社を財産という視点で見ると、節税対策になりますし、事業という視点で見ると、他の子会社を支配するための方法ということになります。

今回は、持株会社を身近に感じていただくために、少し解説をさせていただこうと思います。



### ◆ 持株会社とは

持株会社とは、他の株式会社を支配する目的でその会社の株式を保有する会社をいい、別名「ホールディングカンパニー」と呼ばれています。上場企業などで、「〇〇ホールディングス」あるいは「〇〇HD」とあるのは、ほとんどがこの持株会社に該当します。

独占禁止法では、「子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社」を持株会社と定義しています。

持株会社は、さらに次の①から③に分かれます。

- ① 事業持株会社・・・本業を行う一方で、他の会社を支配するものをいい、「親会社」とも呼ばれる。
- ② 純粋持株会社・・・他の会社の支配を本業とするものをいい、ほんの一部でも事業が残っている場合は純粋持株会社と呼ばない。
- ③ 中間持株会社・・・持株会社の傘下で、似通った事業を行う子会社を束ねる形態をいう。

我が国では、戦前の財閥本社が純粋持株会社の形態を採っていました。しかし戦後に制定された独禁法によって、持株会社化は禁止され、その後、1997年の同法の改正によって純粋持株会社が解禁されました。

上場会社においては、1999年に大和証券株式会社が商号を変更し純粋持株会社となった(株)大和証券グループ本社が第1号です。近年は、2社以上の経営統合において、共同で持株会社を設立して両社がその子会社となったのちに、企業合併などの再編を行う事例が多くなっています。

### ◆ 持株会社化の進め方

持株会社化は、以下に列記する方法で進められます。いずれの方法を用いるかについては、そのグループの事業内容、許認可関係、あるいは持株会社化の目的によってシミュレーションを行い、決定します。

- ① 事業譲渡方式・・・親会社である事業会社の子会社を設立し、その子会社に対して事業を譲渡し、持株会社となる方法です。  
(例) 株式会社ニチレイ
- ② 会社分割方式・・・「物的分割」を行い、完全子会社を設立する方法で、課税の繰り延べをしやすいのが特徴です。  
(例) 阪急ホールディングス株式会社
- ③ 株式移転方式・・・1社あるいは複数の会社が、「株式移転」の手法により、親会社を設立し、持株会社化する。  
(例) 株式会社日本航空
- ④ 株式交換方式・・・既存の会社を株式交換により完全親会社に仕立てます。  
(例) 株式会社みずほフィナンシャルグループ
- ⑤ 100%減資方式・・・民事再生会社が行う場合がありますが、非常に少数派です。  
(例) ミレニアムリテイリング

### ◆ 事業承継にどう活かすか

持株会社を利用した事業承継には、次のようなメリットがあります。事業承継の実行に際しては、これらのメリットだけでなく、デメリットをも十分に把握した上で対策を立てる必要があります。

- ① 持株会社の株式だけを後継者に譲れば、グループ全体の支配権が移転できる。
- ② オーナー経営者が早期に第一線経営から引退でき、後継者の育成を通じて各社の管理が可能となる。
- ③ 持株会社化することにより、後継者の相続税が軽減される可能税がある。(増える場合もありますので、十分な検討が必要です。)